## 墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

行

(目的)

第1条 この条例は、私道を舗装し、私道に 排水設備若しくは防犯灯を設置し、又は私 道に設置されている排水設備若しくは防犯 灯を修理し、若しくは私道に設置されてい る電柱を移設する者に対し、助成金を交付 することにより、私道の整備を促進し、も って区民の生活環境の向上に資することを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め るところによる。
  - \_\_ <u>私道</u> 次に掲げるもの以外の道路で、 一般交通の用に供されているものをいう。
    - <u>ア</u> 道路法 (昭和27年法律第180号) 第3条に規定する道路
    - <u>イ</u> 墨田区有通路条例(平成29年墨田 区条例第45号)第2条に規定する区 有通路
    - <u>ウ</u> 墨田区特定法定外公共物等管理条例 (平成29年墨田区条例第44号)第 6条第1項に規定する管理道路
  - \_\_\_\_ 電柱 電力柱、電信柱、防犯灯柱(墨田区規則(以下「規則」という。)で定める要件を満たすものに限る。)及び引込柱をいう。

(助成対象工事等)

第3条 助成金の交付対象となる工事<u>又は移</u> <u>設(以下「助成対象工事等」という。)は、</u> 規則で定める要件に該当する私道において、 規則で定める基準により施行される次に掲 げる工事又は移設とする。

~ 〔略〕

電柱移設

[同左]

現

第1条 この条例は、私道を舗装し、私道に 排水設備若しくは防犯灯を設置し、又は私 道に設置されている排水設備若しくは防犯 灯を修理する者に対し、助成金を交付する ことにより、私道の整備を促進し、もって 区民の生活環境の向上に資することを目的 とする。

(定義)

- 第2条 <u>この条例において「私道」とは、次</u> に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用 に供されているものをいう。
  - \_ 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路
  - 墨田区有通路条例(平成29年墨田区 条例第45号)第2条に規定する区有通 路
  - 墨田区特定法定外公共物等管理条例 (平成29年墨田区条例第44号)第6条第1項に規定する管理道路

## (助成対象工事)

第3条 助成金の交付対象となる工事<u>(以下</u><u>「助成対象工事」という。)は、墨田区規則(以下「規則」という。)</u>で定める要件に該当する私道において、規則で定める基準により施行される次に掲げる<u>工事とする</u>。

~ 〔略〕

[新設]

(助成金の額)

に区長が別に定める。

(助成金の交付)

- 第7条 助成金は、助成対象工事等の完了を 確認した後、交付すべき額を確定し、申請 者に交付する。
- <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、区長が特に必 要があると認めるときは、助成対象工事等 (電柱移設に限る。)の完了を確認する前 に、交付すべき助成金の額を確定し、申請 者に交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 区長は、助成金の交付決定を受けた 申請者が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、当該交付決定を取り消すこ とができる。

(略)

助成金を助成対象工事等の資金以外に 使用したとき。

[略]

2 〔略〕

[同左]

- 第4条 助成金の額は、助成対象工事等ごと | 第4条 助成金の額は、助成対象工事ごとの 標準工事費の範囲内で区長が定める額とす る。
  - 2 前項の助成対象工事ごとの標準工事費は、 区長が別に定める。

〔同左〕

第7条 助成金は、助成対象工事の完了を確 認した後、交付すべき額を確定し、申請者 に交付する。

〔新設〕

〔同左〕

第8条 〔同左〕

[略]

助成金を助成対象工事の資金以外に使 用したとき。

(略)

2 〔略〕

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。